

平成 23 年度 前期 定期期末試験問題（法学部）

法学部

授業科目名	国際機構法（国際機構法特別特殊講義）	担当教員	柴田明穂
試験日 試験時間	7 月 25 日 2 限	問題文 頁数	1 頁

以下の文章は、「国際機構の国際法人格について述べよ」という試験問題に対する学生Aの答案の一部である。この答案を批評しなさい。

「国際機構の国際法人格(international legal personality)を考察する上で決定的に重要なのが、国際司法裁判所(ICJ)のいわゆる損害賠償事件勧告的意見(1949年)である。国際機構たる国連が、国家が国連に対して負っている賠償責任を追求する国際請求権限を有するかどうかについて国連総会から諮問されたICJは、国連の設立文書では明記されていない国際請求権限につき、国連の任務遂行に不可欠な権限は必然的に含意(necessary implication)されているとして、これを認めた。その際、国連はその任務の一環としてその職員を危険地域に派遣しなければならないとか、国連の実効的で独立した任務遂行上、国際請求権限が必要であるとかをその根拠として挙げた。以上の考察の結果、ICJは、国際請求権限を有する国連は、国際法人格を有するとした。つまり、ICJは、国連憲章という国際機構の設立文書からの必然的推論(necessary intendment out of the Charter)により、国連の国際法人格を認めたと言える。

以上を一般化すると、国際機構の国際法人格とは、当該国際機構が有する国際的な権限を前提として認められるものであり、設立文書に定められた当該機構の任務や特徴から必然的に推論されるのである。」

参考

学生Aの答案の論理構成をいくつかの要素に分解して、それぞれの要素につき批評する形式をとることを勧める。

－以上－

採点基準

本答案の論理構成の要素：①国際機構の国際法人格を考察する上でのICJ損害賠償事件勧告的意見が重要であるという評価、②国連が権限としての国際請求権限を有するかに関する記述、③国際請求権限を有することを根拠として国際法人格が認められたとする理解、④それを言い換えて、設立文書からの必然的推論により国際法人格が認められたとする理解、⑤以上の国連に関するICJ意見を国際機構一般に敷衍する議論。

- ① 認めても良い。但し、同意見は国際機構の国際法人格に関する学説史上の一コマでしかないことも事実。小寺等の学説に触れていればなお良い。加点事由。
- ② 権限に関する記述として間違いはないが、国際法人格の問題とどう関わるのか、不明確。この点に触れている、もしくは議論をしていれば良い。加点事由。
- ③ 少なくとも ICJ 意見はこの論理は採用していない。権限の有無を諮問された ICJ が、なぜその前に国際法人格の議論を展開したか、国際請求権限が「国際機構の加盟国からの独立性」を前提としなければならない権限であったこと、などにつき記述できていることが必要。及第点基準のその一。
- ④ 必然的含意は、黙示的権限に関する理論であること、他方で、ICJ は、国連の国際法人格の有無につき、機関の設立、特定の任務の付与、国連憲章や実行などから「in detachment from its members」の立場が確立しているか、政治的重要な任務の付与などを根拠に展開していたことの記述が必要。及第点基準のその二。
- ⑤ 上記③と④を、国際機構一般にどのように敷衍するか、議論の論理的展開により加点事由。

留意点：

③④ICJ勧告的意見について：学生Aの答案内容との関連で議論せずに、単にICJの意見内容を概説していても（たとえ正しい内容であったとしても）、③ないし④の及第点には至らない。学生Aの答案が「間違っている」「不十分である」「論理に飛躍がある」と言った結論だけ書かれているだけでは及第点にはならず、ICJ意見の正しい解釈・理解を提示して、それとの関係で具体的に如何なる意味で学生Aの答案が問題であるかを記述している必要がある。

⑤の一般化について：ICJ勧告的意見の論理からでは学生Aのような一般化はできないと述べるに留まらず、国際機構の国際法主体性に関する学説（客観説・主観説、ICJがどちらの立場を採用したかなど）にも触れていることにより、重加点とする。